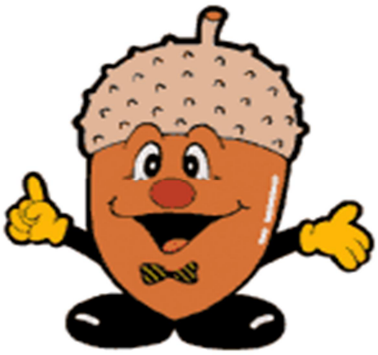
更別村
子育て応援ガイド



更別村（令和８年９月改訂）

もくじ

更別村は、みなさんの子育てを応援します！……2

更別村こども家庭センターについて……3-4

妊娠したら……5

赤ちゃんが生まれたら……6-7

子どもの予防接種について……8

子どもの健診について/不妊治療費の助成について…… 9

子どもの歯科保健について……10

子育て期に利用できる事業について……11

子どもの栄養教室について……12

親子で過ごせる場所の紹介……13

子育てに関する医療・福祉サービスの紹介……14-15

どさんこ・子育て特典カードについて……16

すくすくアプリどんちゃんについて……17

幼稚園の紹介（更別幼稚園）……18-19

認定こども園どんぐり保育園について……20-21

認定こども園上更別幼稚園について……22-24

放課後の子どもの居場所の紹介……25-27

保育料等に関して……28

就学援助に関して……30

特別支援教育就学奨励費に関して……31

更別村の医療機関について……32

子連れで遊べるおでかけスポット……33

移住・定住生活について……34-35

住宅建設等助成制度……36

お問合せ先一覧……37

更別村は、みなさんの子育てを応援します！

更別村では、子育て応援施策として、多子世帯保育料軽減事業（保育料助成）や、どさんこ・子育て特典制度（協賛店舗の特典サービス）、妊産婦安心出産支援事業（健診・出産などにかかる交通費助成）などを行っています。さらに子ども・子育て応援を充実させ、子どもたちが夢に向かって成長し、心豊かに育つふるさとづくりを目指して、「更別村子ども・子育て応援宣言」を掲げ、これからも子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、一人ひとりが輝く村、日本一の子育ての村を目指していきます。

更別村子ども・子育て応援宣言

子どもたちは更別村の宝であり、更別の未来そのものです。
その子どもたちが夢に向かって成長し、心豊かに育つふるさとをつくるためには、安心して結婚・出産・子育てできる環境を充実させ、地域ぐるみで子どもを守り、育てることが大切です。

子ども・子育て支援法の基本理念である、家庭、学校、地域、職域その他すべての村民がそれぞれの役割を果たし、お互いに協力して行うことで、更別村に住めば安心して子どもを産み育てることができ、いつまでも住み続けたい村、と実感できる村づくりを目指します。

そのため、更別村として子ども・子育て支援によりいっそう取り組み、子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、一人ひとりが輝く村、日本一の子育ての村を目指し、ここに「更別村子ども・子育て応援宣言」を行います。

平成 29 年 1 月 1 日

北海道更別村長　西　山　　猛



『更別村こども家庭センター』について

「こども家庭センター」はこれまで設置されていた「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を再編して、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの切れ目のない相談支援を行います。
出産や子育てに関すること、お子さんに関すること、どんな小さなことでもご相談いただけます。

旧　子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期の総合的な相談や支援を実施

◆妊娠・出産・育児に関する相談

＊妊娠届出　＊妊産婦支援　＊乳幼児健診

＊こどもの予防接種など

◆関係機関との連絡調整

令和６年４月より一体化

旧　子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもとその家族、妊産婦などを対象に総合的で継続的な支援を実施

◆児童虐待（疑いも含む）に関すること

◆虐待を受けている子どもへの対応、支援

◆育児不安に関すること

◆関係機関との連絡調整

更別村こども家庭センターってこんなところ

子育て相談室があります。「子どものことで相談したいことがある」、「赤ちゃんの体重を量りたい」など、どんなご用件でもどうぞお気軽にお越しください！







両親学級



乳児健診



ころころるーむ

両親学級やころころるーむの開設など、さまざまな母子保健サービスを行っています。家族のみなさんが安心して妊娠期から子育て期を過ごせるようサポートします。

『更別村こども家庭センター』について

更別村こども家庭センター（市町村）

・小学校
・中学校
・高校

児童相談所

南十勝こども
発達支援センター
（むうく）

放課後の子どもの居場所
・更別村学童保育所
・こどもの森
・上更別こどもセンター
（P. 25～27 参照）

保育所・幼稚園
・認定こども園どんぐり保育園
・更別幼稚園
・認定こども園上更別幼稚園
（P. 18～24 参照）

子育て支援センター
・更別村地域子育て支援センター
・上更別地域子育て支援センター
（P. 13 参照）

村内医療機関
・更別村国民健康保険診療所
・更別村歯科診療所
（P.32 参照）

産科医療機関

各機関と連携しながら
みなさんをサポートします！



お問合わせ先　更別村役場　子育て応援課　TEL0155-53-3700

妊娠したら

サービス名	内容	対象者	申し込み方法	費用
母子健康手帳の交付(妊娠届出)	妊娠経過や子どもの成長などを記録する「母子健康手帳」と、妊婦健診の際に必要である妊婦健診受診票 1～7 回分を交付します。 また、妊娠期の過ごし方について、妊婦さん一人ひとりに「マタニティサポートプラン」を提案いたします。	妊　婦	子育て応援課に事前に電話で予約をしてください。 受付時間 8：30～17：00（平日金曜日）	無　料
妊婦のための支援給付金	令和７年４月からすべての妊婦の方・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように経済的負担を軽減するため「妊婦支援給付金」を全２回支給いたします。	妊　婦	・１回目…５万円支給（妊娠届出時に申請） ・２回目…胎児の数×５万円支給（出産予定日の８週間前より申請可能） ※支給要件 更別村に居住し、他の市区町村で妊婦支援給付金に相当する給付を受けていないこと。	無　料
妊婦健康診査・精密検査費の助成	妊娠健診受診票１４回分を交付し、病院ごとに必要な時期に応じた検査項目について村が全額負担いたします。 また、医師の判断のもと実施する精密検査の費用を全額負担いたします。（該当となる精密検査には限りがあります）。	妊　婦	母子健康手帳交付時と後期妊婦相談時に受診票を交付します。精密検査となった場合は、子育て応援課までご連絡ください。	健診回数 14 回を超えた分については、ご本人様の負担となります。
後期妊婦相談	妊娠２８週（７～８か月頃）にお会いし、妊娠経過について助産師と面談を行います（妊娠健診受診票８～１４回分をお渡しします）。	妊　婦	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料
母親学級	助産師が妊娠期のマイナートラブルのケアや姿勢のチェックを行います。 また、栄養士が妊娠期の栄養の摂り方や食事の作り方など実習を通してサポートいたします。	妊　婦	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料
両親学級	お父さんの妊婦疑似体験や赤ちゃんをお風呂に入れる体験、産前産後のメンタルヘルスについて学びます。ご夫婦で産後の生活について考えてみましょう。	妊　婦 と その夫	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料

妊娠したら

サービス名	内容	対象者	申し込み方法	費用
妊婦訪問	妊娠 34 週(9 か月頃）に助産師が、ご自宅へ訪問し、妊娠経過や出産準備の確認、産後に必要な手続きについてお話いたします。	妊　婦	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料
電話相談・来所相談 ころころるーむ (母子健康相談日)	どんな小さな不安や悩みでも、いつでもご相談ください。 保健師、助産師、栄養士がお受けいたします。	妊　婦	電話・来所受付 8：30～17：15（平日） ※ころころるーむの日程はちらし、母子モでお知らせします。	無　料
RS ウイルス ワクチン （予防接種）	妊娠中に予防接種をすることで、抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、早期から予防効果を発揮できます。	妊婦（妊娠 28 週から妊娠 36 週６日まで）	対象の方へ個別で案内をさせていただきます。	無　料

赤ちゃんが生まれたら

サービス名	内容	対象者	申し込み方法	費用
出生児訪問 （産婦訪問）	赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に保健師・助産師が訪問します。 出産のお祝いに「ハローベビープレゼント」をお渡しします。	赤ちゃんとその家族	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料
出産祝金	赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に、どんぐり商品券(50,000 円分)をお渡しします。	赤ちゃんとその家族	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料
２か月児相談 または訪問	保健師・助産師が産後健診、１か月健診の結果確認やその後の発育発達の確認をします。	赤ちゃんと 産　婦	対象の方へ日程調整の連絡をさせていただきます。	無　料

赤ちゃんが生まれたら

サービス名	内容	対象者	申し込み方法	費用
産婦訪問	２か月児訪問後も、育児について不安や悩みがあるときは何度でも訪問を希望することができます。	産　　婦	電話・来所受付 ８：30～17：15（平日）	無　料
１ヶ月児健康診査費の助成	１ヶ月児健康診査受診票１枚を交付し、健康診査にかかる費用を村が全額負担いたします。	赤ちゃん	出生時訪問時に受診票を交付します。	薬代など健診費用外については、ご本人様の負担になります。
産後ケア事業	助産師が産後のお母さんのお悩みや授乳、おっぱいトラブルなどについて相談をお受けします。	産後１年未満のお母さんと赤ちゃん	子育て応援課へ事前の電話予約をしてください。	無　料
子育て支援用具の貸し出し	ベビーベッド、ベビーカー、ベビーラック、ベビーバス、ベビースケールを満２歳の誕生日まで無料貸し出しいたします(出産前から貸し出し可能です)。	赤ちゃんとその家族	子育て応援課で申請してください。 ※受取日を指定される場合は予めご連絡ください。	無　料
ゴミ袋の支給	満２歳の誕生日まで、半年ごとに20Ｌの村指定燃やせるゴミ袋50枚を支給します(満２歳までに４回、計200枚支給)。	赤ちゃんとその家族	子育て応援課で申請してください。	無　料
妊産婦安心出産支援事業	更別村や里帰り先からの最寄りの産科医療機関に通院(妊婦健診、出産準備のための入院、産後健診)の際の交通費相当額を助成します。	産　　婦	申請書は出生児訪問時にお渡しいたします。 申請は産後健診受診後に行ってください。	無　料
新生児聴覚検査費助成事業	生後に受けた新生児聴覚検査の費用を助成します。新生児聴覚検査は、産科医療機関等で新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査です。	生まれた時に更別村に住所がある赤ちゃん	後期妊婦訪問時にお渡しする「新生児聴覚検査受診票」を医療機関へご提出ください。	無　料

お問合わせ先　更別村役場　子育て応援課　℡0155-53-3700

子どもの予防接種について

ウイルスや細菌に対する免疫をつけ、感染症からお子さまと社会を守ることを目的に、**予防接種（無料）**を行っています。お子さまの体調の良いときに接種しましょう。
※接種の期間を過ぎると費用は自己負担(有料)となりますのでご注意ください。

～予防接種の種類～



定期予防接種…ロタウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、５種混合、４種混合、ＢＣＧ、日本脳炎、ＭＲ(麻しん風しん)、水痘(水ぼうそう)、２種混合、子宮頸がん予防ワクチン、(RSウイルス（妊婦))

任意予防接種…おたふくかぜ（更別村では、費用（２回・小学６年生まで）を全額助成しています）

～予防接種の受け方～



更別村国民健康保険診療所（P.32 参照）にて実施しております。
下記のとおり予約し接種してください。

実施場所	更別村国民健康保険診療所
接種受付時間	毎週木曜日 ①１３:３０～１４:００ ②１６:００～１６:３０
予約	接種前に予め診療所へお電話等でお申し込みください（受付時間は平日８:３０～１７:１５までです）。申し込みの締め切りは、接種希望の週の月曜日まで（休日の場合は前週金曜日まで）です。
持ち物	母子健康手帳、予診票(お手元にない方は、子育て応援課もしくは診療所でお受け取りください)

出生児訪問の際に、保健師から接種スケジュールなどをご説明いたしますが、「受け方がよくわからない」、「スケジュールがずれてしまった」という場合は、保健師にご相談ください。



申し込み・お問合わせ先

申し込み先：更別村国民健康保険診療所　TEL0155-52-2301
お問合わせ先：更別村役場　子育て応援課　TEL0155-53-3700

子どもの健診について

お子さまの健康と健やかな発達・発育のために定期的に健診を受診しましょう。
対象となる方には、健診の３週間前に「健診のお知らせ」を郵送いたします。

乳幼児健康診査

健診の種類	内　容	費用
3～4 か月児健診	身体測定、問診、診察、保健・栄養相談	無　料
6～7 か月児健診		
9～10 か月児健診		
11～12 か月児健診		

１歳６か月児・３歳児健康診査

健診の種類	内　容	費用
１歳６か月児健診	身体測定、問診、更別村診療所医師による診察、尿検査・屈折検査（３歳児健康診査のみ）保健・栄養相談、発達支援相談員による発達相談（希望者） ※歯科検診、フッ素塗布（希望者）は歯科診療所にて個別健診	無　料
３歳児健診		

不妊治療費の助成について（医療保険適用・先進医療）

不妊治療を受けている方に対し十分な治療の機会が確保されるよう保険診療・医療保険対象外の先進医療として実施された先進不妊治療に伴う医療費の一部を助成しています。

〇不妊治療費（医療保険適用）助成

＜対象となる治療＞

医師が必要と認めた医療保険適用の不妊治療（申請時に医療機関および薬局からの証明が必要）

＜対象となる方＞

・夫婦あるいは事実婚の関係のある男女で、いずれかが更別村に住所がある方
・夫婦（事実婚含む）とも村民税および村の税外徴収金に滞納がない方
・同一の治療に対して他の市町村から同様の給付を受けていない方

〇不妊治療費（先進医療等）助成

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療が対象です。

＜対象となる治療等＞

・先進不妊治療の実施医療機関として厚生労働省に届出を行っている又は承認されている医療機関で実施された先進不妊治療に伴う医療費
・先進医療を受けるために助成の対象となる者が医療機関において検査・治療を受けたときに要した交通費

＜対象となる方＞

・医療保険適用者の方と同様
・不妊治療の開始日が令和５年４月１日以降であること
・不妊治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満であること

＜申請方法＞

治療が終了した後速やかに子育て応援課母子保健係へ申請してください。

お問合わせ先　更別村役場　子育て応援課　TEL0155-53-3700

子どもの歯科保健について

～幼児歯科検診について～

更別村では、お子さんの歯の健康を守るため１歳６か月児から６歳（就学前）までのお子さんを対象に、幼児歯科検診・フッ素塗布をご案内しています。受診方法・注意事項は下記のとおりです。

・**受診方法**　『幼児歯科検診・フッ素塗布受診カード』(1 歳６か月児健診の際にお渡しします)の裏面に書かれた対象月を確認して、**更別村歯科診療所**（P.32 参照）に予約をしてください。実施日は設けていないので、対象月内でご都合の良い日に予約をし、各自受診してください。

・費　　用　歯科検診・フッ素塗布（希望者）ともに無料

・持 ち 物　幼児歯科検診・フッ素塗布受診カード、母子健康手帳、健康保険証

・**注意事項**　対象月に受けられなかった(受けられない)場合は、**その前後１か月以内**に受診してください。

(例)対象月が７月になっているが、７月に受けられない場合

→６月または８月に受診可（３か月以上間隔をあければ次のフッ素塗布が可能なので、８月に受診した場合も次の対象月である１月に受診することができます）。



～その他歯科保健事業について～

フッ化物洗口

保育園、幼稚園、小学校に通っているお子さまを対象に、ブクブクうがいによるフッ化物洗口を実施しています。

フッ化物には歯質を丈夫にし、むし歯になりにくくする作用があります。

年度始めに、対象年齢に達した子どもの保護者から希望者を募ります。



はみがき教室

お子さまの”はみがきスタート”がスムーズになるよう、歯科衛生士がはみがきのポイントをお伝えします。

●対　象　者　１歳前後のお子さまとその保護者の方
●内　　容　講話、歯科相談（普段気になっていることなどお気軽に相談して下さい。）
●費　　用　無　料
●開催・案内　対象の方にちらし、母子モで案内します。



お問合わせ先　更別村役場　子育て応援課　TEL0155-53-3700

子育て期に利用できる事業について



＊育児学級

赤ちゃんを育てることは、うれしいことや楽しいことも多いですが、
不安や悩みもつきものです。育児学級は、お母さんたちをサポートする場です。



●対　象　者　　2～6か月児、7～11 か月児のお子さまとその保護者の方
●内　　容　　計測、講話、保健・栄養相談、あかちゃん体操、子育て支援センターによる心とからだを育てる親子あそび、読み聞かせなど
●費　　用　　無　料
●開催・案内　　対象の方にはちらし、母子モで案内します。
7～11 か月児のお子さまにはブックスタート事業として絵本をプレゼントします。

＊2歳児育児学級

２歳は子どもの心とからだの発達にとって大きな飛躍の時期です。
お子さまとの関わり方を一緒に考えてみませんか。



●対　象　者　　２歳児のお子さまとその保護者の方
●内　　容　　計測、心の根っこを育てるかかわりの講話、
保健・栄養・発達相談
●費　　用　　無　料
●開催・案内　　対象の方にはちらし、母子モで案内します。

＊にこにこ子育てサロン

講座を通じて親子でふれあい、楽しい時間を過ごしましょう♪



●対　象　者　　村内在住で子育て世代の方
●内　　容　　子育てに関する講話など
●費　　用　　無　料
●開催・案内　　対象の方にはちらし、母子モで案内します。

＊ころころるーむ（母子健康相談日）

ころころるーむは保健師や助産師、栄養士、発達支援相談員がいる部屋で、子育ての悩みを相談したり、子育てをする家族同士が交流できる場です。お子さまが自由に遊べるおもちゃもたくさんあります。ぜひ気軽にご参加ください♪



●対　象　者　　お子さまとその保護者の方、妊産婦の方
●内　　容　　計測、保健・栄養相談、子育てについての情報交換・交流
●費　　用　　無　料
●開催・案内　　毎月１回開催します。日程はちらし、母子モでご案内します。

お問合わせ先　更別村役場　子育て応援課　℡0155-53-3700

子どもの栄養教室

離乳食訪問･離乳食教室

赤ちゃんの初めての離乳食を、栄養士がサポートします。

●対　象　者　　５か月児、７～８か月児のお子さまとその保護者の方
●内　　容　　５か月児…離乳食訪問（離乳食のポイントと進め方、栄養相談など）
　　７～８か月児…離乳食教室（調理実習、試食、栄養相談など）
●費　　用　　無　料
●開催・案内　　対象の方には案内をお渡しします。
　　離乳食訪問～対象の方へ日程調整の連絡をさせて
　　いただきます。

ぱくぱく教室

離乳食完了期の食事のつくり方について、実習をとおしてお伝えします。

●対　象　者　　１歳２か月児～1 歳３か月児のお子さまとその保護者の方
●内　　容　　離乳食完了期の食事のポイント、調理実習、試食、栄養相談など
●費　　用　　無　料
●開催・案内　　対象の方には案内をお渡しします。

クック･クラブ

親子で楽しくクッキング♪おいしくて簡単にできる料理とおやつを栄養士がレクチャーします。

●対　象　者　　主に未就学児のお子さまとその保護者の方
●内　　容　　調理実習、試食
●費　　用　　メニューによって費用がかかる場合があります。
●開催・案内　　対象の方には案内をお渡しします。

子どもの発達相談

更別村こども家庭センターには、**発達支援相談員**がいます。お子さんの成長や発達について気になること（ことばが遅い、発音がはっきりしない、落ち着きがない、幼稚園や学校での生活が気になる…など）がありましたら、ご相談ください。

●電話・来所受付　平日８：30～17：15
※不在の場合もありますので、あらかじめお問合せください。



お問合わせ先　　更別村役場　子育て応援課　TEL0155-53-3700

親子で過ごせる場所の紹介

おうちで過ごすだけでなく親子でどこかにあそびに行きたい！まだ就園していないけど、歳が近い子ども同士で交流できる場所はないのかな？そんなときに、地域子育て支援センターを利用してみませんか？
皆さんが楽しい時間を過ごせるよう、スタッフ一同お待ちしております♪子育て支援センターの情報はすくすくアプリどんちゃんでもご確認いただけます。

更別村地域子育て支援センター



・所 在 地　更別村字更別南１線 97 番地 17
（認定こども園どんぐり保育園内）
・Ｔ Ｅ Ｌ　相　談　0155-52-5311
問合わせ、予約　0155-52-3576
・開所日時　月～金曜日（祝祭日除く）　９：00～17：00
〇あそぼう会利用時間　９：00～11：30、14：00～16：00
曜日ごとに年齢別で開催しています。また、事前に予約申し込みをしていただくと、個別・少人数でのあそび、相談もできる「予約日」も設けています。
〇一時保育・こども誰でも通園制度
ご家庭の用事や通院、リフレッシュ等必要時にご利用下さい。利用予定の方は予定日の１週間前までにご連絡下さい。
・対象年齢　保育園と幼稚園に就園していないお子さまとその保護者の方
・内　　容　年齢の近い親子が集い、室内や園庭で遊ぶことができます。親と子が目と目を合わせてゆっくり遊べる場、子育ての悩みなど気軽に話せる場、〝食〟を通して交流を深める場、利用されるみなさんが心地よく過ごせる場となるよう『あそぼう会』を開催しています。
絵本コーナー、授乳スペース、ベビーベッド、相談室もありますよ。
上更別地区の方々も、ぜひ気軽にあそびに来てください。

上更別地域子育て支援センター　（Co・to・ri）



・所 在 地　更別村字上更別南 13 線 105 番地 27
（認定こども園上更別幼稚園内）
・Ｔ Ｅ Ｌ　0155-52-2470
・開所日時　月～金曜日（祝祭日除く）　８：30～17：00
・対象年齢　幼稚園入園前のお子さまとその保護者の方
・内　　容　室内あそび、外あそびなどをとおし、親子で自由に過ごします。
より親子の集まりの場としたく、毎週木曜日を「げんきにあつまれ！もくもく会」と称して散歩や園庭遊び、絵本読み・手遊び・折り紙・親子交流会などを予定しています。また、一時保育、こども誰でも通園制度を実施しています。
更別地区の方でも大歓迎です！ぜひ気軽にあそびに来てください。

子育てに関する医療・福祉サービスの紹介

サービス名	内容	対象者	申し込み方法	問い合わせ
児童手当	児童１人につき、次の額が支給されます。 **０歳～3 歳未満** 第１子・第２子 月額 15,000 円 第３子以降 月額 30,000 円 **３歳～18 歳** 18 歳到達の最初の年度末まで 第１子・第２子 月額 10,000 円 第３子以降 月額 30,000 円	村内在住の０歳～高校生年代までの児童を養育している方 ※R6 年 10 月から児童手当制度が改正となり所得制限が撤廃となりました。特例給付は無くなり、受給者全員が左記の支給額となりました。	お子さまが生まれた場合や、他市町村から転入された場合は手続きが必要です。詳しくはお問合せください。	子育て応援課 子育て応援係 0155-53-3700
児童扶養手当	ひとり親の保護者へ支給される手当です（手当を受給される方の所得や公的年金の受給状況により、一部または全部が支給停止になる場合があります）。 **対象児童１人の場合** 全部支給　月額　48,050 円 一部支給　月額　11,340～48,040 円 **第２子加算額** 全部支給　月額　11,350 円 一部支給　月額　5,680～11,340 円 **第３子以降加算額…第２子と同額** ※R6 年 11 月から児童扶養手当法等の一部が改正され第２子の加算額と同額になりました。 ※令和８年４月１日現在	ひとり親の方で、18 歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わり児童を養育している方 ※児童が心身に中程度以上の障がいを有する場合には、20 歳未満まで手当が受けられます。	手当の支給にあたり、申請が必要となりますので、詳しくはお問合せください。	子育て応援課 子育て応援係 0155-53-3700
特別児童扶養手当	障がいをもつ児童の保護者へ支給される手当です。児童の障がいの状態により、次の額が支給されます（所得制限があります）。 **障がい等級１級**　月額　58,450 円 **障がい等級２級**　月額　38,930 円 ※令和８年４月１日現在	身体または知的に中度以上の障がいをもつ 20 歳未満の児童を監護・養育されている方	手当の支給にあたり、申請が必要となりますので、詳しくはお問合せください。	子育て応援課 子育て応援係 0155-53-3700
障害児福祉手当	心身に重度の障がいをもつために、日常生活において、常に特別の介護を必要とする 20 歳未満の児童へ支給されます（所得制限があります）。 月額　16,560 円 ※令和８年４月１日現在	心身に重度の障がいをもつ 20 歳未満の児童	手当の支給にあたり、申請が必要となりますので、詳しくはお問合せください。	子育て応援課 子育て応援係 0155-53-3700

サービス名	内容	対象者	申し込み方法	問い合わせ
乳幼児・子ども医療費の助成	児童の通院及び入院・指定訪問看護に係る医療費(保険診療の範囲内・食事代は除く)の自己負担額を助成します。	村内在住の保護者の被扶養者である 18 歳(高校生)までの児童	事前に「乳幼児医療費受給者証(未就学児)」又は「子ども医療費受給者証」(小学～高校生)の交付を受ける必要がありますので、保健福祉課にて手続きを行ってください。	保健福祉課 国保介護係 0155-53-3000
ひとり親医療費の助成	ひとり親家庭等において、親の入院・指定訪問看護、児童の入院・通院・指定訪問看護費の自己負担額の一部を助成します。	ひとり親家庭の親(入院・訪問看護のみ)、ひとり親家庭の 18 歳まで(扶養されている場合は 20 歳まで)の児童	事前に「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受ける必要がありますので、保健福祉課にて手続きを行ってください。	保健福祉課 国保介護係 0155-53-3000
入学祝金	更別村の次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を支援することを目的に、小・中学校へ入学する児童・生徒を扶養する方へ、入学祝金(児童・生徒一人につき、どんぐり商品券５万円)を贈呈します。	小・中学校に入学する児童・生徒を扶養する保護者の方(ただし、入学する月において、児童・生徒並びに保護者が本村に住所を有していること)	申し込みは必要ありません。	子育て応援課 子育て応援係 0155-53-3700
療育訓練施設通所交通費助成	子どもの療育訓練施設(南十勝こども発達センターなど)の通所にかかる交通費の一部を助成します。	療育訓練施設に通所する児童の保護者	南十勝こども発達支援センターへの通所が決定した場合には、該当する方へ子育て応援課から申請案内を送付します。 それ以外の機関へ通所される場合は、子育て応援課で手続きが必要となります。	子育て応援課 子育て応援係 0155-53-3700
高校生等入学支援金	更別村に住所を有する保護者を対象に経済的負担の軽減及び生徒の健全な育成を助長することを目的に、入学支援金として生徒一人につき現金５万円とどんぐり商品券５万円分を支給します。	高等学校等に入学する生徒を扶養する保護者の方(ただし、特定滞納者及び申請時前１年以上更別村に住所を有していること)	４月に該当者へ申請書類を送付しますので、申請時に申請書のほか、在学証明書と世帯全員分の住民票を併せて提出してください。	教育委員会 0155-52-3171

どさんこ･子育て特典カードについて



どさんこ･子育て特典制度とは？

妊婦さんや、18 歳以下のお子さんがいる世帯が、協賛店で特典カードを提示すると、協賛店独自の特典サービス（割引やプレゼントなど）が受けられる制度です。

※対象は店により異なる場合があります。

カードはどこでもらえるの？

役場 子育て応援課で受け取れます。※原則１世帯１枚

お子様がいることを証明できるもの（健康保険証、母子健康手帳等）をお持ちください。

妊婦の方には、母子健康手帳交付時にお渡しします。

協賛店はどうやって探すの？

協賛店舗には、協賛ステッカーや卓上のぼりが掲示されています。

サイトで紹介していますので、「どさんこ・子育て特典制度」で検索ください。（下記ＱＲコードより検索できます）。



協賛ステッカー

QR コード

※ご利用の際にお子様連れでない場合、「健康保険証や母子健康手帳」の提示を求められる場合があります。

有効期限が「令和２年（２０２０年）３月末」と記載されたカードは、期限が過ぎた後もそのままご利用いただけます。

お問合わせ先

北海道保健福祉部子ども政策局
子ども政策企画課　TEL 011-206-6309

更別村役場 子育て応援課　TEL 0155-53-3700

すくすくアプリどんちゃんについて



すくすくアプリどんちゃんとは？

更別村が提供する、妊娠期から子育て期まで安心してお使いいただける子育てアプリです。子育てをサポートする便利な機能が充実していますので、紙の母子手帳と合わせてご活用ください。

アプリの主な機能

※通知を受け取るために、スマートフォンの通知設定があらかじめ「ON」になっていることが必要です。

●育児日記
　子どもの成長を写真と一緒に記録。子どもの成長記録や健康データを家族のスマートフォンなどで閲覧できるほか、SNS にも投稿できます。

●予防接種標準接種日の自動表示、接種予定・実績の管理、受け忘れ防止アラート

●子どもの身長・体重をグラフ化して、肥満・やせの程度の確認

●妊娠中の体調や体重記録、胎児や子どもの成長をグラフで記録

●オンライン相談サービス
　アプリを使って、子育て応援課とオンラインで相談ができます。

●地域のお知らせが届く
　ころころるーむ、はみがき教室、育児学級、子育て支援センターなどの情報が届きます。

アプリダウンロードはこちらから

アプリストアから「母子モ」で検索し、アプリをダウンロードしてください。
下記 QR コードからもダウンロードできます（登録料、利用料は無料です。別途通信料は利用者の負担となります）。



ぜひ
使ってみてね♬

お問合わせ先　更別村役場　子育て応援課　℡0155-53-3700

幼稚園の紹介

～幼稚園とは？～

幼稚園は学校教育法に基づく「学校」であり、文部科学省所管の教育施設です。3～5 歳の子どもが初めて「教育」を受ける施設であり、お友達や先生との生活から、社会性や協調性、思いやりなどを養うことができます。

更別村の幼稚園（更別地区）



名　　称	更別村立更別幼稚園
実施主体	更別村
所 在 地	更別村字更別南１線 97 番地１
Ｔ Ｅ Ｌ	0155-52-2363
Ｆ Ａ Ｘ	0155-52-2518
E-mail	sarayou@sarabetsu.jp
開園時間	平日　９：00～13：00 （特別保育　朝　８：00～ ９：00） （延長保育　　13：00～17：00） （特別保育　夕 17：00～18：00） ※土、日祝祭日及び夏季・冬季休業、年末年始（12 月 29 日～１月３日）は休園
対象年齢	３～５歳児及び満３歳児（更別地区在住）

〇入園について

申請先は更別幼稚園もしくは子育て応援課子育て応援係となっております。入園手続きは初回申請時の１回のみです。年度当初の受付期間や申請方法については時期が近くなりましたら、ご案内いたします。

なお、年度途中での入園も受付していますが、事前に調整等が必要となり入園まで時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにお知らせください。

〇保育料について

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、３歳児以上は保育料が０円となっております。保育料につきましては、P.28 保育料についてのページをご参照ください。
保育料のほかに、新学期用品代、PTA 会費を別途、更別幼稚園に納めていただきます。

〇利用要件

ご利用には下記の要件が必要です。
・更別村に住民登録があること（更別地区に在住で利用児童の年齢が３歳児以上）

〇延長保育および特別保育について

13：00～17：00 まで延長保育、8：00～9：00、17：00～18：00 まで特別保育を行っています。（登園日のみ）
・１時間 100 円（月ごとに利用時数を集計し、翌月に徴収いたします。）
利用料は、施設等利用料返還事業により償還いたします。詳しくは、P.29 延長保育料・特別保育料・一時保育料についてのページをご参照ください。
・おやつ代が月 1,500 円かかります。

※申請先は子育て応援課子育て応援係となっております。申請は毎年必要（１年毎に更新）です。受付期間や必要書類については時期が近くなりましたら、子育て応援課よりご案内いたします。
※年度途中での申請も受付していますが、事前に調整等が必要となり入園まで時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにお知らせください。
※ご利用には、P.21 の保育園利用要件（就労等）と同じ要件が必要となります。
※４月入園の３歳児に限り、４月 20 日からのご利用となります。

〇満３歳児入園について

更別幼稚園では、満３歳を迎えたお子さんの受入も実施しています。
・Ⅰ期入園
対象者：２学期を迎える前に満３歳を迎える児童（４月２日から７月 31 日生まれ）
・Ⅱ期入園
対象者：３学期を迎える前に満３歳を迎える児童（４月２日から 12 月 31 日生まれ）

※募集期間が近づきましたら、対象のご家庭にご案内いたします。
※保育料は０円です。

認定こども園の紹介

～認定こども園とは？～

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。更別村には、保育所の機能に加え、保育が必要な子以外も受け入れが可能な保育所型認定こども園（どんぐり保育園）と、幼稚園教育のほか就労等の要件により保育時間での預かりが可能な幼稚園型認定こども園（上更別幼稚園）があります。

更別村の認定こども園（更別地区）



名　　称	認定こども園どんぐり保育園
実施主体	社会福祉法人 更別どんぐり福祉会
所 在 地	更別村字更別南１線 97 番地 17
Ｔ Ｅ Ｌ	0155-52-3576
Ｆ Ａ Ｘ	0155-52-3579
E-mail	donguri-sarabetsu@nifty.com
開園時間	○教育部門 平日　　８：30～16：30 ※土日、祝祭日、春季休業、夏季休業、冬季休業、年末年始（12 月 30 日～１月３日）は休園 ○保育部門 月～土　７：30～18：30 （延長保育　18：30～19：00） 土曜日は保護者の就労状況等により保育が必要な児童のみ ※日祝祭日、年末年始（12 月 30 日～1 月３日）は休園
対象年齢	○教育部門 ３～５歳児（更別地区在住） ○保育部門 乳児～５歳児（更別地区在住）

○入園について

申請先は子育て応援課子育て応援係となっております。入園手続きは入園後も毎年必要（１年毎に更新）です。受付期間や必要書類（P.21 をご参照ください）については時期が近くなりましたら、郵送もしくはどんぐり保育園よりご案内いたします。

なお、年度途中での入園も受付していますが、事前に調整等が必要となり、入園まで時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにお知らせください。

〇保育料について

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、３歳児以上及び０～２歳児の生活保護世帯ならびに住民税非課税世帯は保育料が０円となっております。保育料につきましては、P.28 保育料についてのページをご参照ください。

保育料のほかに、その他教材費等の実費分等は別途どんぐり保育園に納めていただきます。

〇利用要件

ご利用には以下の２つの要件が必要です。

①更別村に住民登録があること（更別地区に在住で利用児童の年齢が乳児から５歳児）

②保護者が下記の事由のいずれかに該当していること

- 月 48 時間以上の就労
- 産前産後（出産日より前後８週）
- 疾病、負傷、精神または身体の障がい
- 求職活動
- 育児休業（取得時にすでに上のお子さんが入園している場合）　等

〇必要書類

ご利用に伴い、以下の書類をご提出いただきます。（必須）

◎施設型給付費・地域型保育給付費等　支給認定書

◎確認票



利用要件に応じて…

〇就労証明書　〇母子健康手帳の写し　〇医師の診断書（通院の記録がわかるもの）

〇ハローワーク登録証の写し　〇育児休業取得証明書　等

※他市町村から転入の場合は、上記の他、下記書類のいずれかが必要です。

〇市区町村民税特別徴収税額通知書　〇市区町村民税納税通知書

〇市区町村民税所得課税証明書

※書類に関しては、子育て応援課窓口、どんぐり保育園の他、更別村ホームページにも掲載しております。

〇延長保育について

18：30～19：00 まで延長保育を行っています。

・月に４日以内で利用する方 ⇒　30 分 100 円

・月に５日以上利用する方　⇒　月額 2,500 円

※利用を希望される場合は、どんぐり保育園に直接お申し込みください。

認定こども園の紹介

更別村の認定こども園（上更別地区）



名　　称	更別村立認定こども園上更別幼稚園
実施主体	更別村
所 在 地	更別村字上更別南 13 線 105 番地 27
Ｔ　Ｅ　Ｌ	0155-52-2470
Ｆ　Ａ　Ｘ	0155-52-2769
E-mail	kamiyou@sarabetsu.jp
開園時間	○教育部門 平日　９：00～13：00 （特別保育　朝　８：00～ ９：00） （延長保育　　13：00～17：00） （特別保育　夕 17：00～18：00） ※土、日祝祭日及び夏季・冬季休業、年末年始（12 月 29 日～１月３日）は休園 ○保育部門 月～土　７：30～18：30 ※日祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月３日）は休園
対象年齢	○教育部門 ３～５歳児及び満３歳児（上更別地区在住） ○保育部門 乳児～５歳児（上更別地区在住）





☆教育部門･保育部門共通事項

〇入園について

申請先は認定こども園上更別幼稚園もしくは子育て応援課子育て応援係となっております。入園手続きは、教育部門に関しては、初回申請時の１回のみですが、保育部門に関しては、入園後も毎年必要（１年毎に更新）です。年度当初の受付期間や申請方法については時期が近くなりましたら、ご案内いたします。

なお、年度途中での入園も受付していますが、事前に調整等が必要となり入園まで時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにお知らせください。

〇保育料について

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、３歳児以上及び０～２歳児の生活保護世帯ならびに住民税非課税世帯は保育料が０円となっております。保育料につきましては、P.28 保育料についてのページをご参照ください。

保育料のほかに、新学期用品代、おやつ代、PTA 会費を別途、認定こども園上更別幼稚園に納めていただきます。

☆教育部門

〇利用要件

ご利用には下記の要件が必要です。

・更別村に住民登録があること（上更別地区に在住で利用児童の年齢が３歳児以上）

〇延長保育および特別保育について

13：00～17：00 まで延長保育、8：00～9：00、17：00～18：00 まで特別保育を行っています。（登園日のみ）

・1 時間 100 円（月ごとに利用時数を集計し、翌月に徴収いたします）
　利用料は、施設等利用料返還事業により償還いたします。詳しくは、P.29 延長保育料・特別保育料・一時保育料についてのページをご参照ください。
・おやつ代が月 1,000 円かかります。

※申請先は子育て応援課子育て応援係となっております。申請は毎年必要（１年毎に更新）です。受付期間や必要書類については時期が近くなりましたら、子育て応援課よりご案内いたします。
※年度途中での申請も受付していますが、事前に調整等が必要となり入園まで時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにお知らせください。
※ご利用には、P.24 の保育部門の利用要件（就労等）と同じ要件が必要となります。
※４月入園の３歳児に限り、４月 20 日からのご利用となります。

〇満３歳児入園について

認定こども園上更別幼稚園では、満３歳を迎えたお子さんの受入も実施しています。

・Ⅰ期入園
　対象者：２学期を迎える前に満３歳を迎える児童（４月２日から７月 31 日生まれ）
・Ⅱ期入園
　対象者：３学期を迎える前に満３歳を迎える児童（４月２日から 12 月 31 日生まれ）

※募集期間が近づきましたら、対象の家庭にご案内いたします。
※保育料は０円です

☆保育部門

〇利用要件

ご利用には以下の２つの要件が必要です。
①更別村に住民登録があること（上更別地区に在住で利用児童の年齢が乳児から５歳児）
②保護者が下記の事由のいずれかに該当していること
　・月 48 時間以上の就労　　・産前産後（出産日より前後８週）
　・疾病、負傷、精神または身体の障がい　・求職活動
　・育児休業（取得時にすでに上のお子さんが入園している場合）　等

〇必要書類



ご利用に伴い、以下の書類をご提出いただきます。（必須）
◎施設型給付費・地域型保育給付費等　支給認定書
◎確認票



利用要件に応じて…
〇就労証明書　　〇母子健康手帳の写し
〇医師の診断書（通院の記録がわかるもの）
〇ハローワーク登録証の写し
〇育児休業取得証明書　等

※他市町村から転入の場合は、上記の他、下記書類のいずれかが必要です。
〇市区町村民税特別徴収税額通知書
〇市区町村民税納税通知書
〇市区町村民税所得課税証明書

※書類に関しては、子育て応援課窓口、認定こども園上更別幼稚園、更別村ホームページにも掲載しております。

放課後の子どもの居場所の紹介

更別村の学童保育所等

□ 更別地区（就労等の要件が必要）



名　　称	更別村学童保育所
実施主体	社会福祉法人 更別どんぐり福祉会
所 在 地	更別村字更別南１線 97 番地 17（認定こども園どんぐり保育園併設）
Ｔ Ｅ Ｌ	0155-52-3576
Ｆ Ａ Ｘ	0155-52-3579
E-mail	donguri-sarabetsu@nifty.com
開所時間	平日　　放課後～19：00 土曜　　８：30～19：00 長期休暇　８：30～19：00 ※日祝祭日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は閉所
対象年齢	更別小学校に在籍する小学 1～6 年生の児童

〇保育料について

・月額 2,500 円（口座振替も可能です）
　※生活保護世帯、住民税非課税世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯は無料
　なお、休所する月の前月末日までに休所届を提出いただいた場合に限り、保育料はいただきません。
・教材費、おやつ代などの必要経費は、更別村学童保育所へ別途お支払いください。

〇入所について

申請先は子育て応援課子育て応援係となっております。入所手続きは入所後も毎年必要（１年毎に更新）です。受付期間や必要書類（下記項目をご参照ください）については時期が近くなりましたら、郵送もしくはどんぐり保育園よりご案内いたします。

なお、年度途中での入所も受付していますが、事前に調整等が必要となり入所まで時間を要しますので、利用を希望される場合は、お早めにお知らせください。

〇利用要件及び必要書類

利用要件及び必要書類に関しては、P.21 どんぐり保育園の内容と同じ（転入の場合で記載のある書類は必要ありません）ですので、ご参照ください。





□ 更別地区（就労等の要件が不要）

名　　称	こどもの森
実施主体	社会福祉法人更別どんぐり福祉会
所 在 地	更別村字更別南１線 97 番地 17（認定こども園どんぐり保育園併設）
Ｔ Ｅ Ｌ	0155-52-3576
Ｆ Ａ Ｘ	0155-52-3579
E-mail	donguri-sarabetsu@nifty.com
開所時間	平　日　　放課後～17：00 学校休業日　9：00～17：00 ※土日、祝祭日、年末年始(12 月 30 日～1 月３日)、年度末、年度始め、その他所長が定める日は休所
対象年齢	更別村の小学 1～6 年生の児童

〇保育料について

・平　　日　　600 円
・学校休業日　　半日600 円　１日 1,000 円
※利用料は更別どんぐり福祉会へお支払いください。

その他、傷害保険料　年額 800 円（年度途中の登録の場合は月割）、学童行事参加費は別途納めていただきます。

〇利用について

・利用登録先は社会福祉法人更別どんぐり福祉会となっております。
・利用を希望される方は、更別どんぐり福祉会へお問い合わせください。

〇利用要件

利用要件に関して、村内在住が要件となります。







□ 上更別地区

名　　称	上更別こどもセンター
実施主体	更別村
所 在 地	更別村字上更別南１３線 105 番地 27（認定こども園上更別幼稚園内）
Ｔ　Ｅ　Ｌ	0155-52-2470
Ｆ　Ａ　Ｘ	0155-52-2769
E-mail	kamiyou@sarabetsu.jp
開所時間	平日　　放課後～18：00　　土曜　　７：30～18：00 学校休業日　７：30～18：00 ※日祝祭日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、その他園長が定める日、学校行事（運動会、学習発表会）に伴う振替休日、学級閉鎖～閉鎖学級の児童は利用不可（インフルエンザなど）、学校閉鎖、悪天候時などの臨時休校の場合は休所
対象年齢	上更別小学校に在籍する小学 1～6 年生の児童

【通年利用】～事前登録を行い、前月末に翌月の利用予定を決めて利用する方法です。

〇利用料・保険料・おやつ料

・利用料（教材費・材料費・消耗品等）　年額　1,500 円
・保険料（スポーツ安全センター掛け金）年額　　800 円
・おやつ料　月６日以上利用　　月額　1,500 円
　　月５日以下利用　　月額　1,000 円

【スポット利用 ※令和６年４月より設定】～スポットで用事のある場合に、利用の都度こどもセンターへ申し込みを行う方法です。

〇保険料・おやつ料　※スポット利用は利用料無料

・保険料（スポーツ安全センター掛け金）　　800 円（1 回目の利用時のみ）
・おやつ料　月５日以下利用　　1,000 円

〇通年利用への移行

スポット利用は年間５回までとし、６回目以降は通年利用へと移行します。
通年利用へ移行の際は利用料 1,500 円がかかります。６回目を予定される方はおやつ提供に伴う食物アレルギーの有無などの確認が必要になりますので、利用される２週間前までにこどもセンターへご連絡をお願いします。

〇利用要件

利用要件に関しては、村内在住（上更別地区）が要件となります。利用を希望される方は上更別こどもセンターへ申し込みをして下さい。通年利用の場合は利用初日の２週間前まで、スポット利用の場合は利用日の１週間前までとなります。





保育料等に関して

～保育園、幼稚園および認定こども園の保育料～

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化により、３歳児以上並びに３歳未満児の生活保護世帯、住民税非課税世帯の保育料は０円となりました。その他、更別村独自の施策もございますので、ご紹介いたします。

保育料の決定方法

国が定める保育料（利用者負担額）の上限額基準の範囲内で更別村では、更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例にて、保育料を規定しています。

保育料は、前年度の村民税に応じて年度当初に決定いたしますが、当該年度の村民税に応じて9月に切り替えとなります。

保育料について

〇３歳児から５歳児

- ０円（更別幼稚園および認定こども園上更別幼稚園の満３歳児も含む）

〇乳児から２歳児

- 保護者の村民税に応じて、月 5,500 円から 85,000 円の範囲内
- 生活保護世帯および住民税非課税世帯は０円
- その他、多子やひとり親世帯の要件で減額

村独自施策

〇第１子分保育料半額事業

第１子保育料については乳児から２歳児は半額となる制度です。

- 申請は不要です。
- 所得制限はございません。

〇更別村多子世帯保育料軽減事業（時期が来ましたらご案内いたします）

第２子以降の保育料について、お支払いいただいた保育料を３か月ごとに全額助成する制度です。

- 多子のカウントは 18 歳から数えます
- 所得制限はございません
- 年に１度申請いただくと、７、10、１、４月に助成金額を保護者の指定口座に振り込みします。

よって、保育料は乳児～2歳児までの第1子目の半額分のみとなります。

主食費（ごはん代）

〇３歳児から５歳児
・主食費無償化事業により、費用は発生しません。
〇乳児から２歳児
・国の制度上、月額の保育料の中に含まれているため、費用は発生しません。

副食費（おかず、おやつ代）

〇３歳児から５歳児
・月額 5,100 円まで免除となります（国の制度では、年収 360 万円未満相当世帯（下記参照）
※村内の施設はすべて、月額 5,100 円以内であるため、実質無償
〇乳児から２歳児
・国の制度上、月額の保育料の中に含まれているため、費用は発生しません。

村独自施策

〇更別村主食費無償化事業
更別村では年収に関係なく、すべての３歳児から５歳児の主食費は無償化しています。

〇更別村副食費無償化事業
国の制度では、年収 360 万円未満相当世帯が副食費の徴収免除対象者ですが、更別村では独自に年収に関係なく、すべての３歳児から５歳児の副食費は月額 5,100 円まで徴収免除としています。

延長保育料・特別保育料・一時保育料について

〇延長保育料・特別保育料
・更別村施設等利用料返還事業により、月額 11,300 円まで実質無償となります
※延長保育料および特別保育料は一度徴収いたしますが、３か月ごとに償還いたします。

〇一時保育料
・更別村施設等利用料返還事業により実質無償となります
　３歳児から５歳児：月額 37,000 円まで
　乳児から２歳児　：月額 42,000 円まで（生活保護世帯および住民税非課税世帯が対象）
※延長保育料および特別保育料は一度徴収いたしますが、３か月ごとに償還いたします。

更別村施設等利用料返還事業に関しては、時期が来ましたら対象者にご案内いたします。

就学援助に関して

更別村教育委員会では、小中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、経済的にお困りの場合、学用品費等の援助を実施しております。

対象となる方

・現在、生活保護を受けている
・村民税が非課税、または減免を受けている
・固定資産税や国民健康保険税の減税を受けている
・児童扶養手当の支給を受けている
・申請世帯全員の前年の合計収入額が保護基準の１．３倍未満　等

援助の種類

・学用品費　・修学旅行費　・通学用品費（小１、中１除く）
・新入学児童生徒学用品費（小１、中１のみ）　・体育実技用具費（小１、小４のみ）
・クラブ活動費（中学生のみ）　・生徒会費　・PTA 会費
・卒業アルバム代等（小６、中３のみ）　・オンライン学習通信費
※新入学児童生徒学用品費に限り、翌年度の４月に入学を控えている家庭も対象となります。
※学校給食費は無償化されているため、現在は支給していません。

申請方法

更別村教育委員会窓口にて申請が必要となります。申請書類は更別村教育委員会にあります。

〇申請の際に必要なもの
・振り込みを希望する通帳
・更別村に転入されてきた場合は、以前の居住先市町村の課税証明書もしくは源泉徴収票

申請は随時受け付けていますが、申請が遅れますと援助額が減額となります。
受付のご案内は時期がきましたら教育委員会や小中学校から送付されます。
お困りの場合は一度、申請をご検討もしくは更別村教育委員会学校教育係（TEL：0155-52-3171）までご相談ください。

特別支援教育就学奨励費に関して

更別村教育委員会では、小中学校の特別支援学級に在籍される児童・生徒の保護者の方で、経済的負担を軽減するため、学用品費等の一部援助を実施しております。

対象となる方

・小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
※受給を希望される方の世帯総所得金額により、第Ⅰ階層から第Ⅲ階層まで分かれ、支給内容が異なってきます。

援助の種類

・職場実習交通費（中学校のみ）　・交流及び共同学習交通費　・修学旅行費
・校外活動費　・学用品等購入費　・新入学児童・生徒学用品費等（小１、中１のみ）
※学校給食費は無償化されているため、現在は支給していません。

申請方法

更別村教育委員会窓口にて申請が必要となります。申請書類は時期が来ましたら、対象のご家庭へ更別村教育委員会より直接送付（５月ごろ）いたします。

〇申請の際に必要なもの
・振り込みを希望する通帳
・更別村に転入されてきた場合は、以前の居住先市町村の課税証明書もしくは源泉徴収票

申請は随時受け付けていますが、申請が遅れますと援助額が減額となります。
ご不明な点がございましたら、更別村教育委員会学校教育係（TEL：0155-52-3171）までご連絡ください。

更別村の医療機関について

更別村国民健康保険診療所



診療所の医師は総合診療科(家庭医療科)を専門としています。赤ちゃんからご高齢の方まで、皆さんの日常的な「かかりつけ医」としてあらゆる健康問題のご相談にのります。

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:45~11:30	●	●	●	●	●	/	/
13:00~16:30	●	●	●	●	●	/	/

※土曜日・日曜日・祝祭日休診

ただし、急な病気やケガのときは時間外や休診にかかわらず診療に応じます(事前にお電話が必要です)

【診療科目】

内科・小児科・耳鼻科・整形外科・皮膚科・眼科・泌尿器科・男性の健康・女性の健康・メンタルヘルス・がんなど、幅広い相談に応じ、各種の検査も行っています。必要時には帯広市内の専門医等と連携いたします。

ＴＥＬ　0155-52-2301
所在地　更別村字更別 190 番地 1
(福祉の里総合センターと隣接)

更別村歯科診療所



お子さまから大人まで、むし歯や歯周病治療をはじめ、義歯の作成など、患者様が安心してリラックスできる空間で診療いたします。

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
14:00~17:30	●	●	●	●	●	/	/

※日曜日・祝祭日休診

(開設者：更別村　指定管理者：医療法人社団 秀和会)

【診療科目】

歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科

ＴＥＬ　0155-52-2128
所在地　更別村字更別南１線 93 番地 10

子連れで遊べるおでかけスポット



どんぐり公園



壮大なスケールを誇るどんぐり公園は、誰でも気軽に楽しめるレジャーゾーンです。園内はパークゴルフ場のプラムカントリー、休憩施設のプラムハウス、ふわふわドーム、すももの里などから構成されています。幼児用の遊具もあるので、小さいお子さまも楽しむことができます。

ＴＥＬ　0155-52-2406
所在地　更別村字更別南５線 95 番地

農村公園大型遊具広場



十勝管内でも屈指の規模を誇る大型遊具を備えた遊びの広場です。広場の中央には更別村のキャラクターどんちゃんの帽子をかぶったシンボルタワーがあり、５種類の滑り台を含む 30 種類以上のアイテムを楽しめるほか、大人の健康増進広場として７種類の健康遊具を備えています。噴水もあり、夏には水遊びも楽しめます。

ＴＥＬ　0155-52-3171（更別村教育委員会事務局）
所在地　更別村字更別南１線 93 番地４

更別村農業者トレーニングセンター





プレイルーム



多目的ルーム

トレーニングセンターは団体などの占有使用時以外は個人利用が可能です。子どもたちの運動や遊び場としても開放しており、幼児親子の方はプレイルームや多目的ルームを利用できます。お友達同士や親子でぜひご利用ください。

開館時間　９：00～22：00
（プレイルームと多目的ルームは 18：00 までです）
休館日　4～10 月：毎週火曜日、
11～3 月：休館日なし

ＴＥＬ　0155-67-5166（指定管理者：（株）オカモト）
所在地　更別村字更別南２線 96 番地 11

移住・定住生活について

花園プラムタウン（分譲地）

村では、令和７年度から「花園プラムタウン」分譲地の販売を開始し、随時申込を受け付けております。ご購入を検討されている方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●申込み資格

次の要件をいずれも満たしている方に限ります。

・自己又は１親等の親族が居住する住宅を建築するため、土地を必要としていること。
・所有権移転の日から７年以内に住宅を建築完了することができること。
・売買代金を確実に支払うことができること。

●分譲地概要

・所在地　／　更別村字更別南１線９６番地１４５～１５９
・分譲価格　／　19,493 円～20,160 円／坪
・分譲面積　／　124.35 坪～186.86 坪
・上水道　／　更別村簡易水道供給
・下水道　／　更別村公共下水道供用区域
・ガス　／　プロパンガス



※令和８年度・９年度に分譲を開始する区域について、順次開発工事を行っています。
　工事が終わり次第、申込受付のご案内をします
※空き状況や分譲の条件の詳細につきましては下記までご連絡ください
※このほかに、上更別オークヴィレッジも分譲しております。



お問合わせ先　更別村役場 企画政策課　℡0155-52-2114

移住・定住生活について

上更別オークヴィレッジ（分譲地）

上更別地区には、戸建て住宅向けの分譲地として「上更別オークヴィレッジ」があります。

●分譲地概要

・所在地　／　更別村字上更別 550 番地７
南通 24 番地４、７、８

・分譲価格　／　8,000 円～11,800 円／坪　・分譲面積　／　228.86 坪～335.33 坪

・上水道　／　更別村簡易水道供給　・下水道　／　浄化槽の設置が必要

・ガス　／　プロパンガス

※分譲の条件の詳細につきましては下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

ＴＲＡＤ株式会社

帯広市大通南１２丁目２０番地　あおば十勝ビル１Ｆ

電話：0155-24-3980　ＦＡＸ：0155-24-3970

定住化促進住宅

定住化促進住宅は、更別村に定住希望または研修等の目的で６か月以上の居住を希望する村外在住者で、ほかに適当な住宅がない方のために、最長２年間入居可能な住宅です(住民票の異動が必要となります)。





お問合わせ先　更別村役場 企画政策課　℡0155-52-2114

住宅建設等助成制度



更別村では、平成 22 年 4 月から、村内の定住人口の増加と街中への居住誘導をはかり地域の活性化を目的として、村内に住宅を新築、増築または購入する方に対し、助成を行っております。

＜対象となる方＞

令和９年度までに住宅を取得する方

※ただし、対象者の方の納税状況や助成受領後の居住年数など、条件がございます。

＜助成金の額＞

補助基準	補助基準額
住宅を新築又は建売住宅を購入する場合	延べ面積に 5,000 円を乗じて得た額 (50 万円を限度とする)
建築後 15 年以内の中古住宅を購入する場合	延べ面積に 3,000 円を乗じて得た額 (30 万円を限度とする)
建築後 15 年を超える中古住宅を購入する場合	延べ面積に 2,000 円を乗じて得た額 (20 万円を限度とする)
増築する場合	延べ面積に 5,000 円を乗じて得た額 (25 万円を限度とする)

※助成金額のうち２分の１（20 万円を上限とする）を更別村どんぐり商品券により交付します。

※上記の他に、**助成金額が加算される場合がございます**。詳しい内容については、役場建設水道課へお問い合わせください。

満 18 歳に達するまでの同居者がいる場合、
子育て応援加算として１人につき 10 万円が加算されます。他にも、移住者加算、高齢者応援加算、要支援者応援加算などがあります。詳しくはお問い合わせください。



＜申請方法＞

申請を希望される方は、工事着手前(購入の場合は契約日以降)に、役場建設水道課へ申請してください。



お問合わせ先　更別村役場 建設水道課　TEL0155-52-5200

お問合せ先一覧

相談窓口	サービス内容	お問合せ先
更別村こども家庭センター （更別村役場 子育て応援課）	子育てに関する総合相談窓口	TEL 0155-53-3700 FAX 0155-53-2111 E-mail kosodate@sarabetsu.jp

関係機関お問合せ一覧

関係機関	サービス内容	お問合せ先
更別村役場　保健福祉課	子どもの医療費助成の申請	TEL 0155-53-3000 FAX 0155-53-2111 E-mail hoken@sarabetsu.jp
更別村役場　企画政策課	更別村への移住に関することについて	TEL 0155-52-2114 FAX 0155-52-2812 E-mail kikaku@sarabetsu.jp
更別村役場　建設水道課	住宅建設等助成制度について	TEL 0155-52-5200 FAX 0155-52-3286 E-mail kensetu@sarabetsu.jp
更別村教育委員会事務局	就学援助について 特別支援教育就学奨励費について	TEL 0155-52-3171 FAX 0155-52-3173 E-mail kyoui@sarabetsu.jp
更別村立更別幼稚園	子どもの保育	TEL 0155-52-2363 FAX 0155-52-2518 E-mail sarayou@sarabetsu.jp
認定こども園上更別幼稚園 上更別こどもセンター 上更別地域子育て支援センター	子どもの保育 放課後の子どもの居場所 親子の交流	TEL 0155-52-2470 FAX 0155-52-2769 E-mail kamiyou@sarabetsu.jp
認定こども園どんぐり保育園 更別村学童保育所（こどもの森） 更別村地域子育て支援センター	子どもの保育 放課後の子どもの居場所 親子の交流	TEL 0155-52-3576 FAX 0155-52-3579 E-mail donguri-sarabetsu.nifty.com
更別村国民健康保険診療所	各種診療 子どもの予防接種	TEL 0155-52-2301
更別村歯科診療所	歯科診療 幼児歯科検診・フッ素塗布	TEL 0155-52-2128